

# 命 令 書

再 審 査 申 立 人                    アヅミ株式会社

再 審 査 被 申 立 人                全大阪金属産業労働組合

## 主 文

本件再審査申立てを棄却する。

## 理 由

### 第1 当委員会の認定した事実

当委員会の認定した事実は、本件初審命令の理由第1の認定した事実のうち、その一部を次のように改める以外は当該認定した事実と同一であるので、これを引用する。また、引用した部分中「当委員会」を「大阪府地方労働委員会」に読み替えるものとする。

- 1 1の(1)中「被申立人」を「再審査申立人」に、「本件」を「初審」に改める。
- 2 1の(2)中「申立人」を「再審査被申立人」に、「本件」を「初審」に改める。
- 3 1の(3)中「本件」を「初審」に改める。
- 4 2の(9)中「本件」を「本件再審査」に改める。

### 第2 当委員会の判断

会社は、初審命令が、会社の団体交渉拒否を不当労働行為と判断したことを不服として再審査を申し立て、次のとおり主張する。すなわち、分会は、全く個人的で身勝手な理由から別組合を脱退し、反企業の活動を行う人々の集団であるので、正当かつ合法的な労働組合ではありえず、こうした集団に関連する事項に関する団体交渉の要求は、正当な労働組合活動とはいえないから、会社は団体交渉に応ずべき義務はないと主張する。

しかしながら、本件における全疎明をもってしても、分会が正当かつ合法的な労働組合であることを否定する事由があるとは認められず、組合が分会員の労働条件に関し団体交渉を要求することは、労働者の団結権、団体交渉権をまさに行使した

ものであって、正当な労働組合活動であることは明らかであるから、会社の主張は失当であり採用できない。

以上のとおり、本件再審査申立てには理由がない。

よって、労働組合法第 25 条及び第 27 条並びに労働委員会規則第 55 条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

昭和 62 年 3 月 17 日

中央労働委員会

会長 石 川 吉右衛門